

長岡市告示第155号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市吉水体育館の管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、長岡市体育館条例（平成元年長岡市条例第20号）第14条第2項の規定により告示します。

令和6年3月29日

長岡市長 磯田達伸

1 開館時間

午前9時から午後10時まで（夜間の使用がない場合並びに日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午前9時から午後5時まで）

2 休館日

- （1）毎月第4月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。）
- （2）12月29日から翌年の1月3日までの日

3 開館時間及び休館日を定める期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで